

総合特別区域の進捗に係る事後評価 [アジア拠点化・国際物流分野]

平成27年度

さがみロボット産業特区 [指定：平成25年2月、認定：平成25年6月]

正
準

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値

$$(4.3+4.3)/2=4.3$$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区発ロボットの商品化状況	175%	5
2	実証実験等の実施件数	190%	5
3	ロボット関連事業所の集積割合	67%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$$(5\times 2+4\times 0+3\times 1+2\times 0+1\times 0)/3=4.3$$

4.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5\times 0.2+4\times 0.1+3\times 0.7=3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値

$$(4.5+3.7+4.8)/3=4.3$$

4.3

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業
(事項)

医療機器製造販売承認等の手続の円滑化
(概要)

厚生労働省から、企業等がロボットの実証実験にあたって医療機関に協力を求めるごとに、医療関係者に対してロボットのデモンストレーションを行うことについて医薬品・医療機器等法上の運用等が示され、実施に係る条件の詳細を確認できたことにより、各種ロボットについての薬事相談や、医療関係者が協力しての実証実験等を円滑に進めることができた。

(事項)

利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化

(概要)

総務省から、電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許なしでUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示されたことを踏まえ、平成26年2月に行った実証の成果を活用し、被災者探索ロボットの実用化を進めてきた。また、協議を通じて構築された総務省との連携体制の下、同省が開始した災害対応ロボットの電波利用円滑化に関する検討に県も参画している。

等

専門家による評価の平均値

4.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.7

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.8

III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.8

・評価指標(1)(特区発ロボットの商品化状況)及び(2)(実証実験等の実施件数)について、数値目標を上回る進捗を達成できている点は高く評価できる。

・評価指標(3)(ロボット関連事業所の集積割合)について、数値目標達成に結び付いていない点は、ロボット産業が「さまざま」に根付くかどうかという点で懸念が残る。

・評価指標(3)の数値目標を達成するためには、これまで実施している取組に加え、製造業が立地しやすい環境をどう整えていくのか、あるいは周辺のロボット産業の集積地に比べた優位性をどう強化するかについても、具体的に考えた方がよいのではないか。

・代替指標(3)(県の企業誘致施策におけるロボット関連企業の事業所建設計画認定件数)で測ると評価指標(3)は目標未達成となるが、例えば、医療関係に特化したロボット関連企業数やファブレス企業数等、特区での企業の進出の実態に即した評価指標があれば、もう少しポジティブな評価ができるのではないか。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.8

総合評価

I 、II 及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.3+4.3+4.8 \times 2)/4=4.6$

4.6

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5~1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。